

平成23年度 税制改正について

1. 年金所得者の確定申告の簡素化

その年中の公的年金等の収入金額が 400 万円以下で、かつ年金以外の所得金額が 20 万円以下の人には確定申告不要制度が創設されます。
(平成 23 年度分の申告から適用)

2. 消費税の免税事業者の要件の見直し

次に掲げる課税売上高が 1,000 万円を超える事業者については、事業者免税点制度が適用されないこととなります。

① 個人事業主の場合 (平成 25 年 1 月 1 日以降開始事業年度より適用)

その年の前年 1 月 1 日から 6 月 30 日までの間の課税売上高

② 法人の場合 (平成 24 年 10 月 1 日以降開始事業年度より適用)

前事業年度開始の日から 6 か月間の課税売上高

3. 住宅取得等資金贈与の非課税措置の拡充

直系尊属 (父母・祖父母など) から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置 (1,000 万円) は、住宅等の新築に先行してその敷地用の土地等を取得する場合にも適用できることになりました。(平成 23 年 1 月 1 日以降の贈与から適用)